

2024年3月18日
ダイハツ工業株式会社

公正取引委員会からの社名公表について

このたび公正取引委員会より、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」に該当する行為を行っていた事業者の一社として、独占禁止法第43条の規定に基づき、当社名が公表されました。

なお、公正取引委員会による今回の公表は、当社が独占禁止法または下請法に違反すること、またはそのおそれを認定したものではありません。

当社はこれまでも、取引先の皆様と取引価格等に関して、密なコミュニケーションを重ねてきております。今回の同委員会による公表を真摯に受け止め、今後、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、より一層積極的に当社から取引先様に対するコミュニケーションの機会を創出します。そして、それぞれの取引先様におけるお困りごとに真摯に寄り添うことで、相互に信頼し、持続的に発展していくことができる体制を目指してまいります。

認証不正問題に伴う出荷停止により、取引先の皆様にご迷惑をおかけしているなかで、今回の公表により更なるご心配をおかけいたしますこととお詫び申し上げます。引き続き、当社として、出荷停止によりご迷惑をおかけしている取引先の皆様とも丁寧にコミュニケーションを行ってまいります。

以上